

エネファーム導入補助金

補助対象者

エネファームを導入した戸建住宅に自ら又は生計を一にする家族が居住する者

熊本市に所在する住宅に限る。

※ここで「居住」とは、本市に住民登録があることをいう。

補助対象事業に係る契約の発注者

市税の滞納がないこと

熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号の規定に該当しない者

補助対象事業

2025年3月1日から2026年2月末までの間に事業を完了（代金の支払を含む）したもの。

戸建住宅の敷地内で使用されるもの。

店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものは対象外。

エネファームは新品かつ申込者が所有するもの。

※リースなど所有権が申込者本人にないものは対象外。

一般社団法人燃料電池普及促進協会より機器登録を受けたもの。

[エネファームの機器登録リスト\(外部リンク\)](#)

補助対象経費が40万円以上であること。

補助内容

申込受付期間

2025年6月2日(月)～2026年3月6日(金)

補助額

1件につき8万円

※過去5年間に ZEH 又はエネファーム導入補助金の交付を受けている者又はその者と同一世帯の者は、市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き申込不可。

補助枠

35 件(予算 280万円)

補助対象経費

補助対象設備の購入費(工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額)とする。